

令和2年3月13日(金)

福島県内における一時保管中の指定廃棄物の 管理状況の調査結果について

令和2年2月17日に発表しました浪江町における指定廃棄物の不適正な保管事案を受けて、福島県内において一時保管中の指定廃棄物の保管者82者について、管理状況の調査を実施いたしました。調査の結果、75者で適正な管理がなされていましたが、6者の指定廃棄物について不適正な保管、1者の指定廃棄物について環境省の手続き誤りによる管理不十分が確認され、これら7者について、現在、是正措置を進めています。

1. 指定廃棄物の管理状況の調査について

- 令和2年2月17日に発表しました浪江町における保管事業者による指定廃棄物の不適正な保管事案を受けて、福島県内において事業者・自治体によって一時保管されている指定廃棄物について、指定廃棄物の管理状況の調査を実施し、調査結果を以下のとおり取りまとめました。

(事業者・自治体の指定廃棄物の管理状況の調査結果)

対象保管者数	82者
○ 適正な保管が確認された指定廃棄物の保管者数	75者
○ 不適正な保管が確認された指定廃棄物の保管者数(浪江町における指定廃棄物の不適正な保管事案を含む。)	6者
○ 環境省の手続き誤りにより管理が十分でないことが確認された指定廃棄物の保管者数	1者

2. 不適正な保管事案及び管理が不十分な事案について

- 不適正保管として、6者の指定廃棄物について周囲に囲いや掲示板が設けられていない事案が確認されました^{*1}。6者の事業者に対して保管基準の遵守を徹底しました。
- 管理が不十分な事案として、環境省内の手続き誤りにより、本来、特定廃棄物埋立処分施設に搬出されるまで適切に保管しなければならない1者の指定廃棄物約1m³が資材として使用されていた事案が確認されました^{*2}。当該指定廃棄物は環境省が早急に回収し、適正に処理する予定です。

3. 再発防止策について

- 不適正な保管事案及び管理が不十分な事案を踏まえ、再発防止策として、以下のとおり、必要な対策を講じることとします。
 - ① 事業者・自治体等に対する指定廃棄物の保管基準遵守の徹底
 - ② 環境省職員が指定廃棄物を扱う際の書面手続きの明確化・クロスチェック、職員に対する指定廃棄物に関する教育実施
 - ③ 指定廃棄物の保管場所に他の廃棄物が存在する場合の可能な限り速やかな搬出

- 福島県内の事業者・自治体等の申請に基づく指定廃棄物は、全体で約 18.6 万トンが指定され、そのうち約 4 割に当たる 7.4 万トンが既に適正に処理されております。^{*3} 今後も定期的に指定廃棄物の保管状況について現地確認を行い、保管基準遵守の徹底に努めるとともに指定廃棄物の適切な処理を確実に行ってまいります。

(※1) 6 者の不適正な保管事案

事業者で一時保管中の指定廃棄物について、周囲に囲いや掲示板が設けられていない、廃棄物の固定が不十分、掲示板が不明瞭など、保管基準に適合しない事案が確認されました。

(※2) 1 者の管理が不十分な事案

使用された場所の空間線量率は周辺の空間線量率と比較しても同程度であり、周辺環境への影響は確認されていません。

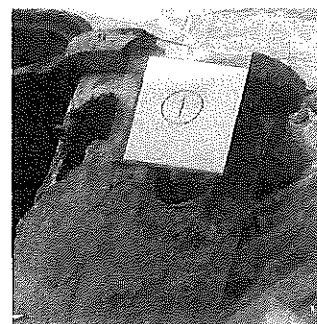
○指定廃棄物の情報

種類 がれき類 (コンクリート溜め枡) (写真)

数量 0.17t、1.12m³

放射能濃度 19,300Bq/kg

指定日時 令和元年 11 月 14 日



(※3) 事業者・自治体等の指定廃棄物の処理状況

- ・ 2020 年 2 月 29 日時点において、事業者・自治体等の申請等に基づき指定された福島県内の指定廃棄物 1,413 件・185,556t のうち、693 件・73,579 t が、焼却処理・埋立処分等するため搬出され、事業者・自治体において 719 件・111,977t(環境省の手続き誤りにより管理が十分でないことが確認された指定廃棄物 1 件、0.17t は含まない)の指定廃棄物が保管されているところ。

<問合せ先>

環境省環境再生・資源循環局

特定廃棄物対策担当参事官室

電 話：03-5521-8830

参 事 官：則久 雅司

室 長：馬場 康弘

担 当：小久保 舞

環境省福島地方環境事務所

放射能汚染廃棄物対策課

電 話：024-573-7547

課 長：水田 精一

担 当：三浦 弘靖

